

## 第7回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

### 1 会議の日時

令和元年5月22日（水）午後2時から午後4時まで

### 2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎7階 704号室

### 3 会議の議題

（議題1） 諮問内容（水道ビジョン・下水道ビジョンの策定）について

（報告1） 令和元（平成31）年度水道事業及び下水道事業の当初予算の概要について

（報告2） 水道事業における給水区域の適正化（縮小）について

### 4 出席委員及び欠席委員の氏名

#### (1) 出席委員（8名）

学識経験を有する者	丸山 宏 (会長)	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	冨永 晃宏 (副会長)	国立大学法人名古屋工業大学大学院 教授
	内藤 公士	公認会計士
水道又は下水道の使用者	宮本 大介	岡崎市六ツ美商工会
	石川 きぬ枝	あいち三河農業協同組合
	笹部 耕司	連合愛知三河中地域協議会
公募した市民	木俣 弘仁	
	内田 裕子	

#### (2) 欠席委員（2名）

学識経験を有する者	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	白濱 小夜子	岡崎商工会議所

### 5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂、

上下水道局長 岩瀬広三、上下水道局次長（水道工事課長） 荻野恭浩、  
上下水道局次長（総務課長） 柴田清博、サービス課長 神谷秀樹、  
水道浄水課長 小林立明、下水施設課長 藤野真司、  
下水工事課長 富永道彦、  
水道工事課副課長 新美正紀、管路強靱化計画係係長 永井正人  
総務課副課長 岡本秀樹、総務課財務1係係長 杉浦幹夫、  
総務課財務2係係長 神尾清達、総務課財務1係主任主査 佐々木理史

## 6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち8名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

## 7 会議の公開

本日の会議を公開することとした。（傍聴者なし）

## 8 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、笹部耕司委員を指名した。

## 9 議事の要旨

### （議題1）諮問内容（水道ビジョン・下水道ビジョンの策定）について

市長から審議会に諮問された「水道ビジョン・下水道ビジョンの策定について」の趣旨を事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

#### （H委員）

資料1-1、令和元年度の日程（案）を見ると、第8回の審議会では「水道ビジョンの進捗状況」が議題にありますが、下水道ビジョンについては議題としないのですか。

#### （事務局）

第8回審議会の内容は、現行の水道ビジョンについての進捗状況の報告となります。また、下水道ビジョンについては、現行の下水道経営ビジョンの進捗状況について、同様の下水道事業経営戦略の進捗状況等をもとに報告させていただきます。

(報告1) 令和元(平成31)年度水道事業及び下水道事業の当初予算の概要  
について

資料2-1、2-2に基づき、事務局が説明した。  
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(C委員)

資料2-1の2ページ、水道管路更新・耐震化事業の予算について、昨年度の答申を受けて更に事業を進めていくとのことだが、管路の耐用年数による更新を含め、今年度予算では他に加味していることはありますか。

(事務局)

老朽管更新と耐震化には優先順位があり、老朽管更新は耐震化にもつながります。従前までは計画的な更新や耐震化が十分ではなかったが、平成30年度から大きく事業費を増加し、耐震化については重要給水施設、救急病院等拠点になる箇所を中心的に行っています。老朽管更新については、漏水、濁り等、問題が多い地域から優先的に行うこととしています。よって、平成30年度から継続的に拡大実施していますので、令和元年度は微増になっています。

(H委員)

資料2-2、令和元年度下水道事業会計当初予算について、流域下水道の運営負担金が前年度から減少している理由は何でしょうか。

(事務局)

流域下水道管理運営費負担金について、前年度は約15億円に対し本年度は13億3400万円と減少しています。これは3年ごとに設定される汚水処理単価が、令和元年度から減少しているための影響です。

(事務局)

補足として、流域下水道は矢作川流域の各市町が負担金を支払い運営しています。負担金は各市町の汚水量から算出され、全体汚水量が増えれば処理量が増えて単価は安くなります。3年ごとに単価の見直しを行うに当たり、現状で汚水量は増加傾向にあるため単価は下がる状況にあり、今回は設定単価が下がりました。

(E委員)

資料2-2、水道の年間総配水量の増減量と下水道の年間総処理水量の増減量に差がある理由についてお聞きかせください。

(事務局)

下水道に関しては整備中の箇所があり、下水道の接続戸数に関しては増えています。新規に建設された管渠は汚水だけの専用管となる分流式の管渠ですが、大正時代から管渠の築造が開始されている岡崎市は合流式管渠が多くあります。合流式管渠は雨水を管に流入させるため、雨の降り方により処理する水量が影響を受けます。水道は基本的には雨水の影響を受けませんが、下水道の汚水量は雨水の影響を受けることになるため水量の差が生じています。

(E委員)

今年度は接続戸数が増えるが、増えるところは合流管ではないという理解でよいでしょうか。

(事務局)

はい。トレンドとしては、新規整備により増える傾向にありますが、雨量の要因による増減の影響を受けています。

(A委員)

分流式下水道と合流式下水道で、同じ量を使っても下水道料金に違いはないのでしょうか。

(事務局)

個人の下水道使用料は変わりません。雨水を処理する費用は公費負担となり、使用料ではなく一般会計の税金で賄われています。

(G委員)

資料2-1の補正予算が使われている事業に関して説明をお願いします。

(事務局)

災害対応ということで、国が補正予算によって、河川事業、浸水対策事業、耐震化事業に特化した緊急3ヵ年の集中対策事業を実施することになりました。それに基づき昨年度補正予算から交付金の追加交付を受けて、六名雨水ポンプ場、吹矢汚水中継ポンプ場の耐震化工事などを行っています。

## (報告2) 水道事業における給水区域の適正化(縮小)について

資料3に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(E委員)

資料3の赤く塗りつぶされた区域は、現在は給水区域だけど給水管がな

い地域ということですか。

(事務局)

はい。給水区域ではありますが、給水管はありません。

(F 委員)

4 ページの赤く塗りつぶされた区域を廃止することでコストの増加を抑えることができるということですが、具体的な数字は出せますか。

(事務局)

塗りつぶされた地域は現在水道の需要がないところですが、給水区域に入っている以上、正当な理由がない限り給水の求めがあれば応じなければなりません。配水管を延ばして給水すると、管路効率の悪化や水質維持の困難化が考えられ、それらを減らすことでコスト増加の抑制と管理の適正化ができるのではないかと考えています。

参考として、直径100mmの水道管を200m布設したり、老朽化による更新工事を行う際にはおよそ2,000万円の費用が必要となります。

(事務局)

1960年代から1970年代は水道拡張の時代で、このころは人口減少等を考慮していなかったと思われます。当時、給水区域は山の尾根のラインを区域に設定したといったような話を聞いたことがあります。現在、仮に山の中腹に家を建てるとなったとき、給水するために現在の給水区域が縛りとなるわけですが、人口減少社会の到来やまちづくりで立地適正化計画が打ち出されたこの時代においては、給水区域を縮小しても住民サービスの低下にはつながらないと考えました。

(B 委員)

100mのラインが引かれるが、150mのところでは家を建てた場合は、井戸水を使ってもらえることになるのでしょうか。

(事務局)

給水区域の縮小後、給水区域外に住む方への給水義務はありませんが、給水が全くできなくなるというわけではありません。ただ、水道の場合は、郵便、通信といったユニバーサルサービスとは違い、どこまでもサービスを提供しないといけないというわけではありません。岡崎市のまちづくりの方向性とあわせながら区域を絞っていく考え方で、絶対に給水しないというわけではありません。

(B 委員)

過去に井戸水使用者に対し、水質管理のために水道使用を促していた時期があったが、100m以内に家を建てるような指導をするのでしょうか。

(事務局)

様々な事情があると思いますが、基本的なスタンスは岡崎市のまちづくりの方向性とあわせながら区域を縮小する考えです。

給水区域の縮小は事業認可を申請すると説明しましたが、給水需要が生じた場合、区域の拡大が可能であれば、同じように手続きすることになります。ただし、厚生労働省との手続きには時間を要するため、今すぐ水道を使用したいという方には時間的なデメリットがあります。

ただ、給水区域を縮小する主旨は、家が建たない区域を給水区域から外すという考えです。

(E委員)

想定した100mという数字の根拠はありますか。

(事務局)

市街化区域以外の区域は基本的に市街化を抑制すべき区域ではありますが、市街化調整区域内においては、既に家屋が建設されている集落があります。例外として、50戸連たんしている地域から55mまでなら家屋の建築が認められる制度があります。100mとした考え方は、その連たん地域の端から少し大きめに見て100mと設定しました。ただし、この100mの設定については、現在厚生労働省と協議中です。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

## 10 上下水道局長挨拶

## 11 事務連絡

事務局から、次回、第8回水道事業及び下水道事業審議会の開催予定(令和元年10月30日水曜日)及び第9回から第10回までの審議会の開催予定を連絡した。

### 会議資料

#### 【事前送付資料】

次第

資料1-1: 令和元年度の日程(案)

資料1-2: 今期(4年間)の日程(案)について

資料 1 - 3 : 審議会スケジュール (2018年~2021年)

資料 2 - 1 : 令和元 (平成31) 年度水道事業及び下水道事業の当初予算の概要について

資料 2 - 2 : 令和元 (平成31) 年度 水道事業会計・下水道事業会計 当初予算総括表

資料 3 : 水道事業における給水区域の適正化 (縮小) について